

「尖閣諸島領海侵犯事件及びロシア大統領国後島訪問」への意見書

領土、領海、領空は、独立国家存亡の生命線であるにもかかわらず、今回の中国船長の釈放は、政府の判断によるものでなく検察庁によるものとの政府発表は、現政権が国民の生命、財産に責任をもっているか疑念を抱かざるを得ない。今後同様の事件が起きる可能性が指摘されているが、二度と一省庁の責任にすることなく、政府自らの判断にて責任をとるべきである。

また、北方四島に関しては、富山県内にも北海道に次いで多数（約600名）の引揚者とその後孫が在住し、ロシア大統領の行動は国民感情を踏みにじるものであり、到底受け入れることはできない。さらに近々、他の三島も訪問すると宣言しており、政府、国民一体となって阻止すべきである。

よって、国会並びに政府におかれては、独立国家としての主権を守り、国民の生命、財産保護のため、下記の事項について早急に措置を講ずるよう強く要請する。

記

- 1 政府は尖閣諸島並びに北方領土がわが国固有の領土であることを、広く国内外に毅然たる態度をもって一層強く表明すること。
- 2 今後、このような外交問題は二度と一省庁の責任とせず、政府の責任にて外交判断すること。
- 3 尖閣諸島の実効支配を進めるため、島内の環境保護、生態系調査、沖縄漁船の避難港整備など具体策に取り組むこと。
- 4 ロシア大統領の他三島への訪問を阻止すると共に、四島への人道的ビザなし訪問の再開に向けて取り組むこと。
- 5 日米同盟の信頼強化を図ると共に中国、ロシアへの外交、安保戦略を早急に確立すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成22年12月22日

富山県入善町議会